

## OIST てだこチャイルド・ディベロップメント・センター

### 利用料金等に関する規程

最終更新日: 2025 年 4 月

本ポリシーは、OIST てだこチャイルド・ディベロップメント・センター(CDC)の利用料金、支払い、入園の優先順位についての規定定めることを目的とし、CDC を利用する全ての者に適用されます。

#### 1. 利用料金

##### (1) 保育料

CDC の保育料は、世帯年収を基に定められます。入園の際には、世帯年収を確認できる書類の提出が求められます。

#### 保育料一覧

(単位:円)

Category	Annual household income	Monthly fee		Daily fee		Hourly fee	
		Age 3+	Age 0-2	Age 3+	Age 0-2	Age 3+	Age 0-2
A+2	More than 20,000,000 JPY	82,000	86,000	6,000	6,300	600	630
A+1	16,000,001-20,000,000 JPY	69,000	72,000	6,000	6,300	600	630
A	11,143,001-16,000,000 JPY	55,000	58,000	4,400	4,600	440	460
B	64,000,001-11,143,000 JPY	42,000	44,000	4,400	4,600	440	460
C	3,340,001-64,000,000 JPY	28,000	29,000	3,300	3,500	330	350
D	3,340,000 JPY and under	17,000	18,000	3,300	3,500	330	350

#### 世帯収入

世帯収入が 2,000 万円を超える場合は、最高額の保育料区分が適用されるため、世帯収入証明書の提出は不要となります。

世帯収入が 2,000 万円以下の場合、CDC の保育料は世帯収入額に応じて補助されます。保育料の補助を受けるためには、CDC へ入園の際に、前年分の世帯収入額が明記された証明書を提出しなければなりません。

世帯収入とは、1月から12月までの生計を共にするすべての人の収入を合計したものであり、日本国内および海外で得たすべての収入が含まれます。収入額は、税金やその他の控除が引かれる前の総支給額を確認します。シングルペアレントの方で、元配偶者から手当や養育費を受給している場合、これも世帯収入とみなします

### **世帯収入証明書類**

世帯の一部または全員が前年中に日本国内に居住していた、または収入を得ていた場合、各保護者の収入を証明する書類として所得証明書を提出いただきます。収入を得ていなかつた場合においても、所得証明書の提出が必要となります。

\*日本学術振興会特別研究員の方は、経費負担証明書のコピーを提出してください。

世帯の一部または全員が前年中に海外に居住していた、または海外で収入を得ていた場合、海外の勤務先が発行する前年の収入を証明する書類や政府機関より発行された納税証明書等を提出いただきます。

\*海外で得た所得は、三菱UFJ(MUFJ)の年間平均為替TTMレートに基づき円に換算されます。TTMは仲値(Telegraphic Transfer Middle Rate)を意味し、TTS(Telegraphic Transfer Sell)レートとTTB(Telegraphic Transfer Buy)レートの中間値です。

万が一、収入を得た国の為替レートMUFJ ウェブサイトで公表されていない場合には、米国国税庁のサイトより IRS を用いて、まず米ドルへ換算します。再び MUFJ にて米ドルから円への換算を行います。

### **SOFA ステータス**

世帯の一部または全員が前年中に SOFA として収入を得ていた場合、これも世帯収入の一部としてみなされます。SOFA としての収入は日本での所得証明書には反映されないため、勤務先が発行する前年の給与を証明する書類、または外国納税証明書の提出が必要となります。

### **毎年の収入書類提出について**

毎年 7 月に前年度の所得証明書を提出いただきます。所得をもとに算定された新保育料(該当する場合)が9月以降適用されます。

国内外から得た収入を証明する全ての書類を提出することは、保護者の責任となります。提出期日までに収入書類が提出されない場合は、最高額の保育料が適用されます。後日収入書類が提出された場合でも、提出遅延による返金や料金の事後調整は行いません。

## (2) その他料金

年間登録費	<b>10,000 円</b>																	
	*入園時、入園後は年に1回4月に徴収																	
*入園月によって下記の通り割引が適用されます																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入園月</th> <th>10,000 円</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月～6月</td><td>10,000 円</td><td></td></tr> <tr> <td>7月～9月</td><td>7,500 円</td><td></td></tr> <tr> <td>10月～12月</td><td>5,000 円</td><td></td></tr> <tr> <td>1月～3月</td><td>2,500 円</td><td></td></tr> </tbody> </table>			入園月	10,000 円		4月～6月	10,000 円		7月～9月	7,500 円		10月～12月	5,000 円		1月～3月	2,500 円		
入園月	10,000 円																	
4月～6月	10,000 円																	
7月～9月	7,500 円																	
10月～12月	5,000 円																	
1月～3月	2,500 円																	
年間イベント費																		
<b>1-2歳児 (4月2日時点の年齢) : 2,500円</b> <b>3-5歳児 (4月2日時点の年齢) : 10,000円</b>																		
*入園時、入園後は年に1回4月に徴収																		
*イベント費は、子どものクラスアサインによって徴収されます																		
*入園月によって下記の通り割引が適用されます																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入園月</th> <th>1～2歳児</th> <th>3～5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月～6月</td><td>2,500 円</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>7月～9月</td><td>2,000 円</td><td>7,500 円</td></tr> <tr> <td>10月～12月</td><td>1,500 円</td><td>5,000 円</td></tr> <tr> <td>1月～3月</td><td>1,000 円</td><td>2,500 円</td></tr> </tbody> </table>			入園月	1～2歳児	3～5歳児	4月～6月	2,500 円	10,000 円	7月～9月	2,000 円	7,500 円	10月～12月	1,500 円	5,000 円	1月～3月	1,000 円	2,500 円	
入園月	1～2歳児	3～5歳児																
4月～6月	2,500 円	10,000 円																
7月～9月	2,000 円	7,500 円																
10月～12月	1,500 円	5,000 円																
1月～3月	1,000 円	2,500 円																
おやつ代 (1歳児(4月2日時点の年齢)以上)	<b>月額: 2,400円 / 日額: 120円 / 60円/回</b>																	
園長保育料	<b>お迎えが18:00以降となった場合には、15分毎に1,000円の延長保育料を お支払いいただきます。</b>																	
給食代 (希望者のみ)	<b>給食業者入札によって決まります。</b>																	
サービス変更手数料	<b>1,000 円/回</b> *契約内容の変更(フルタイム→パートタイム、パートタイムの登園スケジュールの 変更等)、ランチ・おやつのキャンセルの際にはサービス変更手数料をいただきます。																	

\*年間登録費および年間イベント費は入園時、入園後は年に1回4月に徴収いたします。年度の途中で(4月以降に)退園される場合でも、お支払いただいた年会費は返金されません。同年度中に再入園される場合には、再度年会費をお支払いただく必要はありません。

## (3) 一時預かり保育利用料

一時預かり保育は、一時的(短期間または不定期)に子どもを預けられるサービスです(1日～1ヶ月(最大15日間))。

一時預かり保育登録料	5,000 円
日額 (一律)	6,300 円
時間額 (一律)	630 円

#### (4) 各種割引

**シングルペアレント割引：**ひとり親世帯の場合、実際の世帯収入より1階層下の保育料区分に割り当てられ、それに値する金額が請求されます。保護者が遠距離で生活している、保護者同士が未婚である、また、同居しているパートナーがいる場合は、ひとり親世帯とはみなされません。

### 2. 支払い

CDC 保育料は前払いが原則となります。保育料は、基本的に、毎月 17 日(17 日が週末または祝日の場合には、その直前の平日)に OIST から支払われる給与より直接引き落としされます。給与引き落としが適用されないご家庭(派遣職員、客員研究員、TDIC インキュベーター利用者等)については、毎月請求書がメールで送付され、毎月の保育料を月末までに銀行振込により収めさせていただきます。

### 3. ノーリファンドポリシー

お子さまの継続的な在園を保証するため、欠席／長期欠席の場合でも保育料の減額はありません。お子さまがお休みの日の給食、おやつ代の返金はございません、またランチ、おやつの持ち帰りも対応不可となっております。尚、保育料が調整されるのは、月の途中に CDC に入園する場合、および前月の 20 日までに退会届を提出し CDC を退園する場合に限ります。この場合には、当該月の保育料は登園日数に応じて日割りで計算されます。

臨時休園の場合においても、返金(減額)はいたしません。これには以下理由による休園が含まれます：

- 台風やその他の悪天候による休園
- 停電等による休園
- 感染症による休園（感染症によるクラス閉鎖、園閉鎖、兄弟姉妹の保育園、幼稚園、学校休校や兄弟姉妹の感染症罹患による登園停止を含む）。

急病や経済的困難等、情状酌量の余地があると判断される場合は、返金、減額、料金免除を適用する場合があります。（詳細は CDC 園長にお問い合わせください）。

### 4. サービス変更について

4 月の年度開始以降、登園スケジュール契約の変更、給食/スナックの注文を変更する場合は、毎回 1,000 円の手数料が発生します。変更を希望される場合には、サービス変更開始月の前月 20 日までに サービス変更届を提出していただく必要があります。尚、1,000 円のお支払い一度に複数のサービスの変更が可能です。

**保育サービス：**パートタイムからフルタイムへの契約変更、またはパートタイムの登園スケジュール変更

**おやつ：**長期休暇から復帰後の、スナック再注文

**給食：**長期休暇から復帰後の、給食再注文 ※給食の形状（超きざみ、きざみ、粗きざみ）の変更、食事制限の追加・削除の場合、変更料支払いは不要

## 5. サービスの利用停止について

保育サービス、スナック、給食の利用停止の際には、手数料はいただけません。但し、利用停止を希望される場合には、必ず前月の 20 日までに CDC オフィスへご連絡ください。同じ年度内にサービスの利用を一時停止する場合には、ご利用再開される月にサービス変更手数料をお支払いいただきます。

## 6. 利用資格の延長について

保護者と OIST との関係が終了した場合(退職や卒業等)には、CDC サービスを利用する資格が失われ、直ちに退園いただきます。ただし、利用資格が失われるよりも遅くとも 2 ヶ月前までに利用資格延長を申し出された場合には、利用資格喪失日より最大 1 ヶ月間 CDC を継続利用いただけます。延長利用期間中の保育料は、前払いが必須となります。

## 7. パートタイム保育契約と優先入園システムについて

パートタイム保育契約は、曜日および時間固定での利用となり、空席状況や日々のクラススケジュールに基づき、入園受入れ可否が決定します。料金はひと月を 4 週間として計算します。尚、午睡時間中(12:30-14:30)の登園はお断りしております。

フルタイム契約は、パートタイム契約より優先されます。定員に空きがなく、パートタイム契約の園児が在籍するクラスに、新規フルタイムでの入園申請があった場合、パートタイム契約の園児はフルタイムへの契約変更がオファーされます。在園継続のために、フルタイムの保育料を支払うことでスペースを維持しつつ、保育の必要性に応じてパートタイムスケジュールでの登園いただくことも可能です。フルタイム契約のオファーを辞退する場合、そのスペースは新規フルタイム入園申請者に提供されます。